

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年6月23日 03時25分ごろ
発生場所	高知県大月町幸島西岸 柏島灯台から真方位166° 1,400m付近 (概位 北緯32°45.3′ 東経132°37.5′)
事故の概要	貨物船第五永昇丸は、南東進中、岩場に乗り揚げた。 第五永昇丸は、左舷船底部に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月17日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第五永昇丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	129586、個人所有、有限会社小川海運
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）（旧就業範囲） 航海士A、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷船底部に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	航海士Aは、単独で航海当直につき、自動操舵とし、背もたれの付いた椅子に腰を掛けて当直に当たっていた。 航海士Aは、疲労等を感じてはいなかったが、周囲に船舶を見掛けなかったため、気が緩み、眠気を催すようになって居眠りに陥り、予定の変針ができなかった。
分析	本船は、航海士Aが、居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して幸島西岸に向けて航行したものと考えられる。 航海士Aは、周囲に船舶を見掛けなかったことから、気が緩み、眠気を催した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、航海士Aが居眠りに陥ったため、本船が幸島西岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・単独の船橋当直中に眠気を催した場合、操舵室内を移動したり、手動操舵に切り替えたりするなどして眠気を払拭すること。